日 時

令和２年（2020年）６月26日（金曜日）
午前10時

場 所

東京都渋谷区神泉町９番１号
神泉プレイス
第一商品株式会社 本社２階
（末尾の定時株主総会会場ご案内図
をご参照ください。）

決議事項の概要

第１号議案
剰余金処分の件
第２号議案
事業譲渡に係る契約の承認の件
第３号議案
取締役１名選任の件
第４号議案
監査役２名選任の件
第５号議案
補欠監査役１名選任の件
第６号議案
会計監査人選任の件

議決権行使期限

令和２年６月25日（木曜日）
午後５時

※新型コロナウイルス感染が懸念されております。当日のご出席につきましては、体調を十分にご確認の上、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場におきましても、状況に応じて感染防止措置を講じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

DAIICHI

第48期 定時株主総会
招集ご通知

平成31年４月１日 ～ 令和２年３月31日

第一商品株式会社
証券コード：8746

ごあいさつ



代表取締役社長
木村　学

株主の皆さまには、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第48期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。平成31年度の事業の概要等につきご説明申しあげておりますので、ご覧ください。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申しあげます。

令和２年６月

企業理念

お客さまに、
商品先物取引に係わるすべてのサービスを
誠実に提供する企業をめざす

目　次

ごあいさつ …… 1
招集ご通知
第48期定時株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類 …… 3
決議事項
第１号議案 剰余金処分の件 …… 3
第２号議案 事業譲渡に係る契約の承認の件 4
第３号議案 取締役１名選任の件 …… 14
第４号議案 監査役２名選任の件 …… 15
第５号議案 補欠監査役１名選任の件 …… 16
第６号議案 会計監査人選任の件…… 17
（提供書面）
事業報告
１.株式会社の現況に関する事項 …… 18
２.株式に関する事項　他 …… 26
計算書類 …… 34
監査報告 …… 37
［ご参考］

株主各位

証券コード 8746
令和２年６月11日

東京都渋谷区神泉町９番１号
第一商品株式会社
代表取締役社長 **木村　学**

第48期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症による懸念の他、諸事情等により、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和２年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	令和２年**６月26日**（金曜日）**午前10時**	
2 場　　所	東京都渋谷区神泉町９番１号　神泉プレイス **第一商品株式会社　本社２階** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 目的事項	**報告事項**	第48期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　事業譲渡に係る契約の承認の件 第３号議案　取締役１名選任の件 第４号議案　監査役２名選任の件 第５号議案　補欠監査役１名選任の件 第６号議案　会計監査人選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 計算書類の「個別注記表」は、法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
- 定時総会終了後に開催していた株主懇談会につきましては、取り止めとさせていただきます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（ http://www.dai-ichi.co.jp/ ）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

１．剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金がマイナスとなっておりますが、株主の皆様への配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、繰越利益剰余金への振り替えをお願いするものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　700,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　700,000,000円

２．期末配当に関する事項

当社は、業績の状況、今後の積極的な事業展開を踏まえた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。

株主の皆様には、第45期より無配を続け、大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。第48期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は77,186,325円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和２年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　事業譲渡に係る契約の承認の件

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、当社の営む商品先物取引業の一部事業（以下「本事業」といいます。）を日産証券株式会社（以下「日産証券」といいます。）に譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議し、日産証券との間で一部事業の譲渡契約（以下「本事業譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号に基づく、本事業譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本事業譲渡の効力発生日は、2020年7月20日を予定しております。

１．事業譲渡を行う理由

当社は、貴金属を中心とした商品先物取引業を主力事業として運営してまいりましたが、令和２年３月10日付「第三者（外部専門家）への調査委嘱に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、過去の決算において不適切な会計処理行為等が行われていた可能性があるとの指摘を主務官庁（経済産業省／農林水産省）より受け、第三者（外部専門家）によって構成される第三者委員会を設置し調査を進めてまいりました。当該会計処理行為等については、令和２年４月30日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、第三者委員会からの報告書により当社に内包する問題点が報告されています。当社としては第三者委員会からの当該報告により当社のガバナンス／コンプライアンス体制の不備を重く受け止め、令和２年５月１日付「代表取締役の異動及び役員等の異動に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、役員人事の刷新も含め、新たにガバナンス／コンプライアンス体制の見直しに着手しております。

当社が運営する商品先物取引業の事業環境は、本年７月中に「金」をはじめとする貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場が、東京商品取引所（TOCOM）から大阪取引所（OSE）へ移管される予定となっております。現段階では第一種金融商品取引業としての登録及び大阪取引所（OSE）の取引参加者資格の取得が得られておらず、本年７月中の大阪取引所（OSE）の商品デリバティブ市場への取引移管がなされた場合には、当社の本件事業に係る顧客が取引を行えなくなることが見込まれます。

当社は、主務官庁（経済産業省／農林水産省）に対し、上記の経緯及び不適切な会計処理行為等に関する第三者委員会の調査結果について報告をしておりますが、当社としては、本件事業に係る顧客の取引を停止させることなく、取引環境を維持させることを第一に考え、本件事業の移管について、慎重に検討してまいりました。当社がこのたび事業譲渡を行う日産証券は、金融商品取引業の第一種及び第二種の登録並びに商品先物取引業の認可取得をしており、本件事業譲渡がなされた場合は本件事業に係る顧客の取引を停止させることなく、取引継続が可能であることから、日産証券と本件事業譲渡の検討を開始し協議を進め本件事業譲渡の合意に至りました。

日産証券は、1948年の創業以来、「顧客本位」と「地域密着」を経営方針とし、金融商品取引業者及び商品先物取引業者として、金融情勢及び顧客の投資ニーズに対して迅速かつ適切に対応すべく、M＆Aによる業容の拡大、地域補完を行ってまいりました。当社としても、日産証券であれば許可取得の状況、従業員数等の事業規模等から事業譲渡後もお客様に継続して安心した取引を行っていただくことが可能であると判断し、日産証券への本件事業の譲渡を決定いたしました。

なお、本件事業の譲渡は、会社法第467条第１項第２号の規定に該当する事業譲渡であるため、本年６月26日開催予定の当社の定時株主総会において承認可決されることをその実行の条件としております。

注）日産証券は、東京商品取引所（TOCOM）から大阪取引所（OSE）への取引移管に伴う金融商品取引法第31条第４４項の第一種金融商品登録業者としての変更登録を申請中であり、その変更登録が完了することを前提としております。

２．事業譲渡に係る契約の内容の概要

本事業譲渡契約の内容の概要は、以下のとおりです。なお、概要の作成にあたっては、一般的な条項の記載を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

事業譲渡契約書（概要）

第一商品株式会社（以下「譲渡人」という。）及び日産証券株式会社（以下「譲受人」という。）は、譲渡人の営む商品先物取引事業の一部及びそれに付帯する業務（以下「本事業」という。）の譲受人に対する譲渡に関して、2020年5月28日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり、事業譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（定義）

本契約で使用される用語は、その文脈上別段に解すべき場合を除き、別紙1に定める意味を有するものとする。

第２条（本事業の譲渡）

譲渡人は、本契約の定めに従い、2020年7月20日（但し、譲渡人及び譲受人が別途その他の日とする旨合意した場合は、当該その他の日とする。）（以下「本クロージング日」という。）に、本事業を譲受人に譲り渡し、譲受人は、これを譲渡人から譲り受ける。なお、譲渡人が有する譲渡人の顧客の委託に係る建玉及び取引証拠金（以下「本建玉等」という。）の譲受人への移管については、本クロージング日に、完了するものとする（本契約に基づく本事業の譲渡に係る取引を、以下「本取引」という。）。

第３条（譲渡価格）

本事業の譲渡対価（以下「本譲渡代金」という。）の額は、本契約に基づき譲受人に移管が有効に完了した本建玉等に係る、本クロージング日の直前営業日の日中立会終了時点における有効証拠金額（顧客より預託された現金及び代用有価証券（充用価格）の合計額に値洗損益を加減算した額をいう。）に10％を乗じた金額（消費税を除く。百万円未満切り捨て。）とする。

第４条（譲渡対象資産）

譲渡人は、本取引に伴い、本契約の定めに従い、本クロージングにおいて、本クロージング日現在譲渡人が本事業に関連して有する別紙2記載の資産（以下「本譲渡対象資産」という。）を譲受人に譲り渡し、譲受人は、これを譲り受ける。

第５条（譲渡対象債務）

1．譲受人は、本取引に伴い、本契約の定めに従い、本クロージングにおいて、本クロージング日現在譲渡人が本事業に関連して負担する別紙3記載の債務（以下「本譲渡対象債務」という。）に限り併存的に引き受ける。但し、本クロージング日以前に存在した原因に起因又は関連して譲渡人が第三者（顧客、見込み客及び承継従業員等を含むが、これに限らない）に対して負う損害賠償債務、不当利得返還債務、不法行為債務その他これに類する一切の債務（法律構成及び譲渡人に知れている債務か否かを問わず、本クロージング日時点で既発生の債務のみならず本クロージング日以前に存在した原因に起因又は関連する未発生の偶発債務、不確定債務、条件付債務その他一切の潜在債務又は簿外債務を含む。）は一切承継しない。

2．譲渡人が本譲渡対象債務の債権者からの請求に基づき、本クロージング日以降に本譲渡対象債務を弁済する場合、譲受人に対して事前に書面をもって通知し、かつ、譲受人の同意を得た上で、当該債権者から当該弁済に係る受領証を取得するものとする。

3．譲渡人が前項の定めに従って本譲渡対象債務を弁済した場合に限り、譲受人は、当該弁済に係る受領証の写しと引き換えに、譲渡人に対して、本譲渡対象債務のうち譲渡人が弁済した額を支払うものとする。

第６条（譲渡対象契約）

譲渡人は、本取引に伴い、本契約の定めに従い、本クロージングにおいて、本クロージング日現在譲渡人が当事者である本事業に関連する別紙4記載の契約（以下「本譲渡対象契約」という。）における譲渡人の契約上の地位及びこれに基づく権利義務（本譲渡対象債務を含むが、本譲渡対象契約に関して、（ⅰ）本クロージング日において既に発生している債務（ⅱ）本クロージング日までの事由に基づき本クロージング日以降に発生する債務及び（iii）第5条第1項但書に定める債務を除く。）に限り譲受人に対し移転し、譲受人はこれを承継する。

第７条（譲渡人による表明及び保証）

譲渡人は、譲受人に対して、本契約締結日及び本クロージング日（但し、別途特定の日が指定されている場合には、当該特定の日）において、別紙5に記載の各事項が、真実且つ正確であることを表明し、保証する。

第８条（譲受人による表明及び保証）

譲受人は、譲渡人に対して、本契約締結日及び本クロージング日（但し、別途特定の日が指定されている場合には、当該特定の日）において、別紙6に記載の各事項が、真実且つ正確であることを表明し、保証する。

第９条（表明及び保証違反の通知等）

譲渡人及び譲受人は、本契約締結日以後本クロージング日までの間、それぞれ自らの表明及び保証に違反し又は違反することとなり得る事実又は状態を発見し又は認識した場合には、当該事実又は状態を速やかに相手方に書面をもって通知するものとする。

第10条（譲渡人のクロージング前の義務）

１．事業の運営

（１）譲渡人は、本契約締結日から本クロージング日までの間、本契約において企図される行為及び譲受人が承諾した行為を行う場合を除き、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約締結日以前に行っていたものと同一の方法により、本事業を遂行し、本譲渡対象資産及び本譲渡対象契約を管理するものとする。

（２）譲渡人は、本契約締結日から本クロージング日までの間、本契約に別途定めのある場合を除き、譲受人の書面による事前の承諾がない限り、以下の各号に規定する行為を行わないものとする。

① 本譲渡対象資産の売却、賃貸借、担保権の設定その他の処分

② 合併、株式交換、会社分割、株式移転その他の組織再編行為、事業譲渡若しくは譲受けその他の処分、又は株式譲渡その他の処分

③ 本譲渡対象契約の変更、修正、解約、解除又は終了

④ 法的倒産手続の開始の申立て

⑤ 譲渡人の事業に重大な変更を生じせしめるおそれのある行為

２．本取引に必要な手続の履践

譲渡人は、本クロージング日の前日までに、本取引その他本契約において企図される行為を実行するために必要となる法令等、定款その他社内規則上必要とされる一切の手続（譲渡人の株主総会における特別決議を含むが、これに限られない。）を履践するものとする。

3．本譲渡対象契約に係る承諾の取得等
譲渡人は、本クロージング日の前日までに、本譲渡対象契約に係る相手方当事者より、本契約に基づき譲渡人から譲受人に対して当該本譲渡対象契約に関する譲渡人の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を移転することについての書面による承諾を取得するよう実務上合理的な範囲内で最大限努力する。

第11条（譲受人のクロージング前の義務）

譲受人は、本クロージング日の前日までに、本取引その他本契約において企図される行為を実行するために必要となる法令等、定款その他社内規則上必要とされる一切の手続を履践するものとする。

第12条（譲渡人の義務の履行の前提条件）

譲渡人は、本クロージング日の日中取引の終了時までに以下の各号に定める全ての事由が成就されていることを条件として、第14条第2項及び第3項に規定する譲渡人の本クロージングに係る義務を履行する。但し、譲渡人は、その任意の裁量により、かかる事由の全部又は一部を書面により放棄することができる。

（1）第8条に定める譲受人による表明及び保証が、当該表明及び保証がなされた時点において、いずれも重要な点において真実且つ正確であること
（2）譲受人が、本クロージング日までに又は本クロージング日までの期間につき遵守又は履行すべき本契約に基づく義務を重要な点において遵守又は履行していること
（3）譲譲受人において、本取引に関して、法令等、定款その他社内規則上必要とされる一切の手続が履践されていること

第13条（譲受人の義務の履行の前提条件）

譲受人は、本クロージング日の日中取引の終了時までに以下の各号に定める全ての事由が成就されていることを条件として、第14条第4項に規定する譲受人の本クロージングに係る義務を履行する。但し、譲受人は、その任意の裁量により、かかる事由の全部又は一部を書面により放棄することができる。

（1）第7条に定める譲渡人による表明及び保証が、当該表明及び保証がなされた時点において、いずれも重要な点において真実且つ正確であること
（2）譲渡人が、本クロージング日までに又は本クロージング日までの期間につき遵守又は履行すべき本契約に基づく義務を重要な点において遵守又は履行していること
（3）譲渡人が、別紙4記載の本譲渡対象契約について、その相手方当事者から、本契約に基づき譲渡人から譲受人に対して当該本譲渡対象契約に関する譲渡人の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を移転することについて異議なく承諾する旨の承諾書を取得していること
（4）譲渡人が、本取引を承認する旨の株主総会の特別決議を得ており、かかる決議の有効性に関する疑義が存せず、本取引に関する差止請求その他の訴訟等が係属しておらず、その虞もないこと
（5）譲渡人において、本取引に関して、法令等、定款その他社内規則上必要とされる一切の手続が履践されていること

第14条（本クロージング）

1．本クロージングは、本クロージング日に、譲渡人及び譲受人が別途合意するその他の場所において、本条第2項乃至第4項の規定に従い行われる。

2．本クロージング日において、譲渡人は、第12条に定める譲渡人の義務の履行の前提条件の全てが成就又は放棄されたことを条件として、譲渡人が本建玉等を譲受人に移管するために必要な一切の手続を履行し、本クロージング日の日中取引終了後に、本建玉等の譲受人に対する移管を完了するものとする。

3．本クロージング日において、譲渡人は、第12条に定める譲渡人の義務の履行の前提条件の全てが成就又は放棄されたこと及び前項に定める本建玉等の譲受人に対する移管が完了したことを条件として、第4項に定める譲受人の行為と引換えに、(ⅰ)本譲渡対象資産を譲受人が指定する方法により譲受人に引き渡し、(ⅱ)譲渡人が取得することができた以下の書類を譲受人に交付するものとする。

（1）本譲渡対象契約の原本及び本譲渡対象契約の相手方当事者からの本契約に基づき譲渡人から譲受人に対して当該本譲渡対象契約に関する譲渡人の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を移転することについて異議なく承諾する旨の承諾書の原本（但し、譲渡人、譲受人及び当該相手方当事者の間で、当該承諾をその内容に含む三者間合意書その他の書面が締結されている場合は、交付を要しないものとする。）

（2）本譲渡対象資産の所有権移転及び対抗要件具備に必要な書類（登記手続書類等を含む。）

（3）その他譲受人が合理的に要求する書類

4．2020年8月15日(但し、譲渡人及び譲受人が別途その他の日とする旨合意した場合は、当該その他の日とする。)において、譲受人は、第2項及び第3項の規定に従い本クロージングが完了していることを条件として、本譲渡代金を譲渡人が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。

第15条（譲渡人のクロージング後の義務）

1．競業避止義務

譲渡人は、本クロージング日以降においても、譲受人と事前に合意したものに限り、本事業について競業避止義務を負わない。

2．従業員等の引き抜き

譲渡人は、本クロージング日以降において、譲受人と事前に合意したものを除き、譲受人の従業員(譲渡人の従業員であって、本クロージング日以降に譲受人との間で雇用関係にある者)に対して、引き抜き等の行為（譲受人に事前の同意を得ず、前項の競業避止に抵触する行為、その他譲受人の意に反する行為）をしてはならない（譲渡人の役員及び従業員（元職を含む）、又はグループ会社、関係会社による当該行為も同様とする）。

3．顧客の引き抜き

譲渡人は、本クロージング日以降において、譲受人と事前に合意したものを除き、本承継対象顧客その他の譲受人の顧客に対して、営業行為その他の引き抜き等の行為（譲受人に事前の同意を得ず、第１項の競業避止に抵触する行為、その他譲渡譲受人の意に反する行為）をしてはならない（譲渡人の役員及び従業員（元職を含む）、又はグループ会社、関係会社による当該行為も同様とする）。

４．訴訟その他の紛争
譲渡人は、本クロージング日前の本事業に関する訴訟その他の紛争（潜在的なものを含む。）について、譲受人に移管されないことを確認し、本クロージング日以降において当該紛争が顕
在化し譲受人が紛争主体とならざるを得ない場合には、譲渡人による当該紛争の解決に最大限協力（情報の収集と整理、訴訟参加等を想定するが、これに限らない）するとともに、譲渡人が譲受人に生じた費用（譲受人が第三者に支払うこととなった金銭を含む。）を負担することに同意する。
３．その他の協力義務
譲渡人は、本クロージング日以降、譲受人による本事業の円滑な運営のために必要な事項(譲渡人の本事業に関する回線等のインフラの提供を含む。)について、譲受人に対して協力するものとする。

第16条（補償）
１．譲渡人及び譲受人は、以下の各号の事由のいずれかの事由に起因又は関連して相手方当事者に損害、損失又は費用を被らせたときは、当該相手方当事者に対し、本条の規定に従い当該損害等を補償するものとする。なお、譲受人により実施されたいかなる調査、又は当該調査に基づくいかなる譲受人の認識によっても、本項の譲受人の権利は何ら影響を受けないものとする。
（１）第7条又は第8条に定める自らの表明及び保証のいずれかが重要な点において不実又は不正確であること
（２）本契約上の自らの義務のいずれかに関する不履行又は不遵守
２．前項に基づく補償金額は、本譲渡代金額を上限とする。但し、譲渡人又は譲受人の故意又は重過失に起因する場合はこの限りはない。
３．第1項に基づく補償は、本クロージング日から1年後（クロージング後の義務に関する違反を原因とする場合は、譲受人が当該違反を知った日から1年後）の応当日（以下、本条において「補償期限日」という。）までに限り、これを請求することができる。譲渡人又は譲受人が補償期限日までに補償を請求の理由を記載した書面により請求しないときは、第1項に基づく譲渡人又は譲受人の補償義務は、補償期限日の経過をもって消滅する。
４．本契約には商法第526条を適用しない。

第17条（終了）
１．本契約は、本クロージングの前に限り、且つ、以下に定めるいずれかの場合にのみ終了するものとする。
（１）両当事者が、書面で本契約の終了につき合意した場合
（２）第18条に従い、いずれかの当事者により本契約が本クロージング前に解除された場合
（３）相手方当事者につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる法的倒産手続等の申立てがなされた場合又はこれらの手続が開始された場合
２．各当事者は、本契約の終了により、終了時において既に本契約に基づき発生した義務及び責任、又は終了前の事由、作為若しくは不作為に基づき終了後に発生する本契約に基づく義務及び責任を免除されるものではない。
３．本契約の終了にもかかわらず、第16条乃至第29条の効力は存続するものとする。

第18条（解除）
１．譲渡人及び譲受人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本クロージング前に限り、相手方当事者に対する書面による通知により、直ちに本契約を解除することができる。

（1）本クロージング日において本クロージングが実行できなかった場合
（2）相手方当事者が本契約に規定する重要な義務に重要な点において不履行又は不遵守があり、他方当事者が当該義務違反の原因となる具体的事由を合理的に特定して記載した書面によって当該相手方当事者に通知し、その是正を求めたにもかかわらず、当該違反が当該通知日から20日以内に是正されなかった場合
（3）本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項について、譲渡人と譲受人との協議によっても、双方の認識が一致せず、解決される見込みがなくなった場合

2．譲受人は、譲渡人が、本クロージング日までに、譲渡人の株主総会において本取引を承認する旨の特別決議を取得することができなかった場合には、譲渡人に対する書面による通知により、直ちに本契約を解除することができる。

3．本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、各当事者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除できないものとする。

第19条（秘密保持）<略>
第20条（公表）<略>
第21条（譲渡等の禁止）<略>
第22条（公租公課及び費用）<略>
第23条（修正及び変更）<略>
第24条（分離可能性）<略>
第25条（附属書類・表題）<略>
第26条（不可抗力）<略>
第27条（完全合意）<略>
第28条（準拠法及び管轄合意）<略>
第29条（誠実協議）<略>

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年5月28日

譲渡人：　東京都渋谷区神泉町9番1号
第一商品株式会社
代表取締役社長 木村　学

譲受人：　東京都中央区日本橋蛎殻町1-38-11
日産証券株式会社
代表取締役社長 二家　英彰

３．事業譲渡に係る契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本事業譲渡契約に従い、本事業を本事業譲渡契約に定める譲渡価格（以下「本譲渡価格」といいます。）で譲渡いたします。当社は、複数の買主候補との間で協議を行った上で、日産証券を買主候補者に選定し、同社との間で本事業の内容、財務の状況、今後の見通し、マーケット環境等を踏まえ協議、交渉を重ねた上、本譲渡譲渡契約の条件にて合意に至ったいることを総合的に勘案し、本譲渡価格は相当であると判断しております。

第３号議案　取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役中島文隆氏は辞任により退任されますので、その補欠として取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の終了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
川戸淳一郎（かわとじゅんいちろう） （昭和30年９月６日生）	平成元年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 同　年４月　松下照雄法律事務所入所 平成７年４月　川戸淳一郎法律事務所開設 平成18年４月　当社顧問弁護士 平成26年10月　クラウドバンク株式会社社外取締役（現在に至る）	－株

（注）１．候補者は、新任の社外取締役候補者であります。

２．候補者は当社の顧問弁護士でしたが、現在は、顧問契約を解除しており、当社との間には特別の利害関係はありません。

３．川戸淳一郎氏を社外取締役として選任した理由は、他社の社外取締役および監査役以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務や業界に精通しており、独立した立場から提言や助言をいただくことで、当社のコンプライアンスを強化していけるものと判断し、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．川戸淳一郎氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第１項の規定並びに当社定款第22条の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役中安博司氏および監査役檜原俊一氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	橋本秀人（はしもとひでと） （昭和27年１月８日生）	昭和47年４月　㈱ボンカラーラボ入社 昭和49年４月　㈱ユーテック入社 昭和51年４月　㈱綜合舞台入社 平成14年４月　同社執行役 平成17年４月　同社取締役（現在に至る）	－株
2	新田静男（にったしずお） （昭和28年２月26日生）	昭和52年４月　辻田織物㈱入社 昭和52年８月　参議院議員　渡部通子事務所入所（第２秘書） 昭和58年７月　参議院議員　矢原秀男事務所入所（第２秘書） 昭和58年12月　衆議員議員　駒谷明事務所入所（第１秘書） 昭和62年１月　参議院議員　中野鉄造事務所入所（第１秘書） 平成４年７月　参議院議員　横尾和伸事務所入所 （第１秘書・政策秘書） 平成10年７月　参議院議員　弘友和夫事務所入所（政策秘書） 平成14年10月　衆議院議員　江田康幸事務所入所（政策秘書） 令和元年５月　（一社）日本難病・疾病団体協議会 （東京担当ボランティア参加）（現在に至る）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者は新任の社外監査役候補者であります。

３．当社は、橋本秀人氏および新田静男氏の選任が承認可決された場合には、会社法第423条第１項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

４．社外監査役候補者の選任理由について

（１）橋本秀人氏につきましては、長年に渡り異業種で経営に携わった経験を有し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から独立した立場で提言や監査をしていただくことにより、当社のコンプライアンスの強化および、内部統制を改善していただけるものと判断しております。

（２）新田静男氏につきましては、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、長年の国会議員秘書としての豊富な経験と実績から幅広い社会的識見を有しており、独立した公正な立場から提言や監査をしていただくことにより、強固な内部統制を築いていただけるものと判断しております。

５．橋本秀人氏および新田静男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要因を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役左海博夫氏は辞任により退任されますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者花村伸一氏は社外監査役以外の監査役の候補者であります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
花村伸一（はなむらしんいち） （昭和32年７月14日生）	昭和53年４月　岡藤商事株式会社　入社 昭和54年２月　西王商事株式会社 平成12年４月　あしたば商品株式会社（商号変更） 平成14年４月　第一商品株式会社（合併）六本木支店長 平成16年４月　当社横浜支店長 平成20年10月　当社東京顧客管理部次長 平成29年７月　当社嘱託社員（現在に至る）	3,200株

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第６号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました海南監査法人は、令和２年３月25日をもって退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となる事を回避し、適正な監査業務の体制を実施するため、令和２年４月３日開催の監査役会において監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であります監査法人アリアを改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適正性及び監査品質等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります

令和２年４月３日現在

名称	監査法人アリア	
事務所所在地	主たる事務所	東京都港区浜松町一丁目30番5号
沿革	平成18年５月29日　設立	
概要	出資金	7百万円
	構成人員	公認会計士等　15名

（注）監査法人アリアが選任された場合、当社は当法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30,000千円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

以　上

（提供書面）

事業報告（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

1 株式会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、２月にＮＹダウが29,500ドルを超えて史上最高値を更新したものの、米中貿易摩擦の激化に加え、新型コロナウイルス感染症の被害拡大でサプライチェーンの寸断が進み、各国で経済が停滞し始めました。我が国経済もこの世界経済停滞の影響により、緩やかな拡大を続けてきた景気が減速に転じ始めています。

国内商品先物市場における金の市況については、世界経済の停滞感から安全資産としての金に投資資金が集まり、９月前半には１グラム5,300円を超えました。その後値動きは小康状態となりましたが、年末以降、米国の利下げや新型コロナウイルス感染症の被害拡大による不安感から、２月後半には一時１グラム5,913円と上場来高値を更新し、１日の売買高が20万枚を超える日も出るなど、人気に拍車がかかりました。

白金の市況については、８月末から９月初めにかけ、中国の国内主要都市の自動車購入規制緩和見通しや、パラジウムとの価格差を意識した買いなどが入り、１グラム3,400円台まで急伸しました。その後１グラム3,000円台まで値を戻しましたが、12月中旬以降、南アフリカの計画停電や米国の利下げにより、１月には１グラム3,600円台まで上昇したものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な被害拡大に伴なう経済停滞懸念により、３月中旬には一時１グラム2,000円割れまで急落しました。

国内商品先物市場においては、貴金属市場は売買高が回復しましたが、原油を中心とするエネルギー市場等が低迷したことから、当期における国内商品取引所の総売買高は43,413千枚で、前期比1.9％の増加となりました。

当社においては、主力商品である金標準取引の当期における委託売買高は310千枚で前期比10.0％の増加、準主力商品である白金標準取引の委託売買高が135千枚で前期比51.6％の増加となり、全商品の総委託売買高は450千枚で前期比19.2％の増加となりました。

この結果、受取手数料は4,324百万円(前期比27.4%増)、売買損益は301百万円(前期比109.5%増)となり、営業収益は4,626百万円(前期比30.8%増)となりました。広告宣伝費や人件費等、経費抑制は継続して行っており、営業利益は1,106百万円(前期比16.6倍)となりました。経常利益については1,129百万円(前期比940.5%増)となりました。また、商品取引責任準備金の戻入額と繰入額との差引損失分が３百万円、投資有価証券売却益が74百万円、特別調査費用引当金繰入額が172百万円、固定資産等の減損損失が37百万円となったことから、当期純利益は737百万円(前期比911.3%増)となりました。

なお、当事業年度において過年度における回収不能な長期貸付金の回収を装った不正経理及び当該回収に関連した不適切な会計処理が判明したため、誤謬の訂正を行いました。これらの過年度の不適切な会計処理を訂正するため、本年５月初めに有価証券報告書等の訂正報告書を提出しております。当事業報告につきましては、この金融商品取引法に基づく過年度訂正後の数値を用いて記載しております。

当社の株主の皆さま、お客さま並びにお取引先、そのほか全てのステークホルダーの皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

	第47期 (平成31年3月期)	第48期 (令和２年3月期)	前期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
営業収益	3,538	4,626	1,088	30.8%増
営業利益	66	1,106	1,039	－
経常利益	108	1,129	1,020	940.5%増
当期純利益	72	737	664	911.3%増

※ 第47期は過年度訂正後の金額を記載しております。

商品市場別受取手数料をはじめとする営業収益の内訳は、次のとおりであります。

営業収益の内訳

区分			金額（千円）	構成比（%）
	商品市場別	貴金属市場	4,318,808	93.4
		ゴム市場	2,688	0.1
		農産物・砂糖市場	973	0.0
		農産物市場	43	0.0
		エネルギー市場	391	0.0
		小計	4,322,905	93.5
	現金決済取引	エネルギー市場	1,767	0.0
		小計	1,767	0.0
受取手数料計			4,324,672	93.5
	商品先物評価損益		▲22,419	▲0.5
	商品売買損益		324,059	7.0
売買損益計			301,639	6.5
合計			4,626,312	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

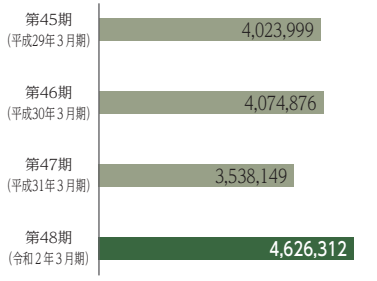
該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

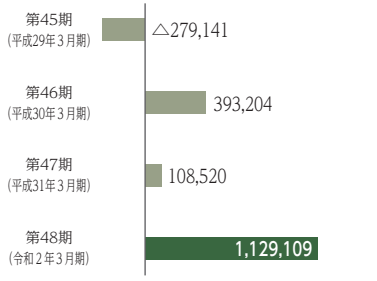
該当事項はありません。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

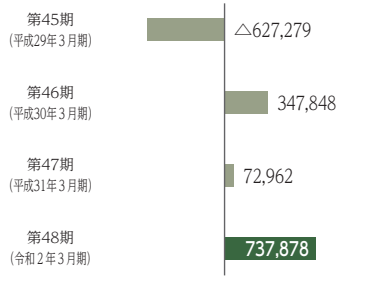
営業収益 （単位：千円）



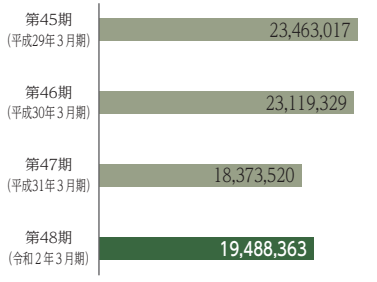
経常利益 / 経常損失 （単位：千円）



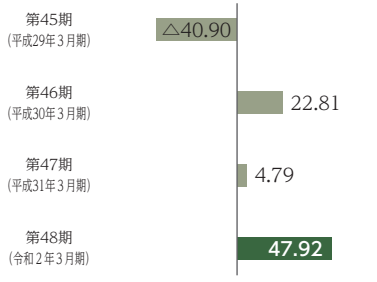
当期純利益 / 当期純損失（単位：千円）



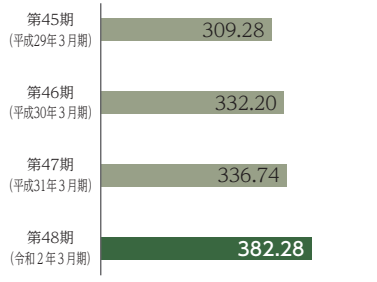
総資産 （単位：千円）



1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失（単位：円）



1株当たり純資産額 （単位：円）



※上記の総資産グラフ第48期の数値は（誤）19,488,363（正）19,641,898となります。

		第45期 (平成29年3月期)	第46期 (平成30年3月期)	第47期 (平成31年3月期)	第48期 (当事業年度) (令和2年3月期)
営業収益 (うち受取手数料)	(千円)	4,023,999 (3,916,736)	4,074,876 (3,955,546)	3,538,149 (3,394,152)	4,626,312 (4,324,672)
経常利益 経常損失	(千円)	— 279,141	393,204 —	108,520 —	1,129,109 —
当期純利益 当期純損失	(千円)	— 627,279	347,848 —	72,962 —	737,878 —
1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失	(円)	— 40円90銭	22円81銭 —	4円79銭 —	47円92銭 —
1株当たり純資産額	(円)	309円28銭	332円20銭	336円74銭	382円28銭
総資産 (うち預り資産)	(千円)	23,463,017 (17,983,003)	23,119,329 (17,022,853)	18,373,520 (12,577,252)	19,641,898 (12,556,895)

(注) 1．1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2．過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第45期から第47期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社に係る不適切会計問題により、株主の皆様、お客様、取引先をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の信頼を大きく毀損いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

第三者委員会による調査報告書において、今回の不適切会計問題が発生した主な直接的原因として、(1)歴代経営陣のコンプライアンス意識の欠如、(2)ガバナンスの機能不全、(3)ステークホルダー不在の内向きかつ閉鎖的な組織風土、であったことが指摘されました。

このような歴代経営陣の経営スタイルの影響により、組織全体のコンプライアンス意識が乏しく、上意下達の組織風土が醸成されたことが本件の早期発見を妨げた大きな要因であると考えております。

以上の原因分析に基づき、直ちに再発防止に向けた改善措置として経営体制の刷新に取り組み、①コーポレート・ガバナンス体制の強化、②内部管理体制の強化、③監査役による経営監視の強化、④経理及び会計処理のチェック体制の強化に取り組んでおります。

このような事態に至りましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。すべてのステークホルダーの方々からの信頼を取り戻すべく、経営陣以下全社一丸となって、再発防止に向けた取り組みを強い意思をもって推進してまいります。

また、第48期定時株主総会に付議予定の第２号議案「事業譲渡に係る契約の承認の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は本年７月に、商品先物取引事業の一部を譲渡を致しますが、令和２年５月25日付「OKプレミア証券株式会社の株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、子会社を通じて商品・株式・為替を取り扱う総合金融商品取引業者として、これまで築き上げてきた「金の第一」ブランドを活かしながら、新たな企業価値の創造によって今まで以上の社業発展を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和２年３月31日現在）

当社は主に下記に示す取引所における上場商品先物取引の受託業務を行っております。

取引所名	主な商品市場名
東京商品取引所	貴金属市場、ゴム市場、農産物・砂糖市場、エネルギー市場、中京石油市場
大阪堂島商品取引所	農産物市場、砂糖市場

(6) 主要な事業所（令和２年３月31日現在）

事業所名	所在地
本店	東京都渋谷区
日本橋支店	東京都中央区
新宿支店	東京都新宿区
千葉支店	千葉県千葉市中央区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
名古屋支店	愛知県名古屋市東区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
和歌山支店	和歌山県和歌山市
広島支店	広島県広島市中区
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況（令和２年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名	13名減	44.0歳	18.1年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額（令和２年３月31日現在）

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (令和２年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　50,128,000株
② 発行済株式の総数　16,227,207株
③ 株主数　5,826名
④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ムラサキ	1,546,000	10.01
本　田　　求	1,235,000	8.00
勝　　えり子	1,061,500	6.88
第一商品社員持株会	990,408	6.42
村　崎　　稔	486,000	3.15
NATIONAL FINANCIAL SERVICEC LLC	388,400	2.52
片　岡　正　繁	324,200	2.10
中　村　愛　弓	216,000	1.40
楽天証券株式会社	145,200	0.94
日本証券金融株式会社	117,500	0.76

（注）1. 当社は自己株式を789,942株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (令和2年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和２年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	正垣達雄	
取締役副会長	山中教史	ＩＲ担当 兼 調査本部担当
常務取締役	當野　忍	業務本部長 兼 業務システム部長
同	武田　仁	調査本部長 兼 顧客審査部長 兼 顧客管理部長
取締役	鈴村建直	企画本部長
同	三谷正志	第二本部長
同	新美鹿次郎	第一本部長
同	木村　学	内部監査室長
同	前川邦彦	経理本部長
同	岡田義孝	総務本部長 兼 広報・ＩＲ部長
同	中島文隆	
常勤監査役	左海博夫	
同	浅野信行	
監査役	中安博司	
同	檜原俊一	

（注）1. 取締役中島文隆氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中安博司氏及び監査役檜原俊一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、監査役檜原俊一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 令和元年6月27日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、取締役副会長落岩邦俊氏は任期満了により退任いたしました。
5. 令和２年３月31日をもって常務取締役武田 仁氏は辞任により退任いたしました。
6. 令和２年４月30日をもって代表取締役社長正垣達雄氏、取締役副会長山中教史氏及び取締役前川邦彦氏は辞任し、取締役新美鹿次郎氏及び取締役三谷正志氏は執行役員に就任するため取締役を退任しております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位等の異動は、次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
木村　学	取締役内部監査室長	代表取締役社長	令和２年５月１日
鈴村　建直	取締役企画本部長	取締役調査本部長	令和２年４月１日
	取締役調査本部長	代表取締役専務調査本部長	令和２年５月１日
	代表取締役専務調査本部長	代表取締役専務	令和２年６月１日
岡田　義孝	取締役総務本部長兼 広報・ＩＲ部長	取締役	令和２年５月１日
當野　忍	常務取締役業務本部長兼 業務システム部長	取締役	令和２年５月１日
	取締役	取締役調査本部長	令和２年６月１日

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の総額（千円）
取締役（うち社外取締役）	12（1）	149,712（1,200）
監査役（うち社外監査役）	4（2）	16,800（3,600）
合 計	16	155,612

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第35期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第28期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．上記の報酬等以外に支給見込額として役員賞与引当金繰入額として20,000千万円費用計上しております。

(3) 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 文隆	当期開催の取締役会は20回のうち13回に出席し、主に他業種で培った経験・知識を活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
監査役	中安 博司	当期開催の取締役会は20回のうち19回に出席し、また当期開催の監査役会は15回全てに出席し、主に、法令遵守の観点から、議案、審議について適切な意見を述べる等、案件に応じ的確な発言を行っております。
監査役	檜原 俊一	当期開催の取締役会は20回のうち15回に出席し、また当期開催の監査役会は15回全てに出席し、主に、法令遵守の観点から、議案、審議について適切な意見を述べる等、案件に応じ的確な発言を行っております。

（注）1．責任限定契約等は結んでおりません。また、各社外役員の他の会社の役員等の兼務はありません。
2．当社は、過去の決算において、不適切な会計処理が行われていた事が判明し、令和２年３月に事実解明のため第三者委員会による調査を委嘱するに至りました。本件発生を受けて、取締役中島文隆氏は、長年の社風を変えるべく、多業種に携わってこられた経験から、当社の問題点を指摘し、新たな内部通報制度やガバナンス体制の提案・コンプライアンス向上のための提言を行うなど、その職責を果たしております。また、監査役中安博司氏および監査役檜原俊一氏は、内部監査室と連携し、不正処理を未然に防ぐための監査体制の再構築と、内部統制の向上に取り組むなど、その職責を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　　監査法人アリア（一時会計監査人）

当社の会計監査人でありました海南監査法人は、当社に対する著しい信頼関係の低下を理由に、令和２年３月25日をもって退任いたしました。それに伴い、会計監査人の不在を回避し、適正な監査業務を早期に再開させるため、令和２年４月３日開催の当社監査役会において監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

(2) 報酬等の額

	監査法人アリア	海南監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98,000千円	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98,000千円	21,000千円

① 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
② 監査役会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査実績を参考に、監査方針に基づく監査計画の内容と監査体制について審議をした結果、適正であると判断し、同意いたしました。
③ 監査法人アリアに対する報酬のうち68,000千円は過年度に係る監査及び四半期レビューに対する報酬となります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人アリアは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30,000千円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令および定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。
・外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。
・旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。
・社長直轄部門であった経営企画室および内部監査室を取締役会直轄とする。
・使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、これを改めて全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。
・内部通報者が通報または相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
・内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役および使用人による職務の執行が法令・定款および社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘およびその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、総務部作成の文章回覧経由で取締役および監査役に周知する。
・監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。
・インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文章を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
・個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報および重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
・会社の重要な情報の開示については、法令および取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築をはかる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理方針」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底から顧客に不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないよう、内部監査室または調査本部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役および監査役に回覧することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。

・大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。

・反社会的勢力の排除および介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。
なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置する。

・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

・取締役および使用人は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。

・取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

・当社は、前項に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携をはかり、監査を円滑に行うために取締役および使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見および情報交換を行い会計監査人との連携をはかる。

⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制

・当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

※運用状況の概要について

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本的な考え方や法令等の遵守について、管理者会議等の職場報告などを通じて周知徹底をはかっております。

当社は、取締役会において法令または定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

監査役は、取締役会へ出席して必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用をはかるために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第48期 令和2年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**18,093,486**
現金及び預金	4,407,215
委託者未収金	66,832
商品	637,881
貯蔵品	1,704
前払費用	56,314
保管有価証券	1,952,785
差入保証金	8,240,133
委託者差金	2,449,887
未収入金	275,133
その他	14,122
貸倒引当金	△8,521
固定資産	**1,548,411**
有形固定資産	**448,942**
建物	78,556
構築物	0
車両	9,089
器具及び備品	0
土地	361,296
リース資産	0
無形固定資産	**0**
電話加入権	0
ソフトウェア	0
投資その他の資産	**1,099,468**
投資有価証券	20,140
出資金	55,350
長期差入保証金	400,081
従業員長期貸付金	2,223
固定化営業債権	1,070,152
破産更生債権等	9,282
長期前払費用	0
敷金及び保証金	603,820
その他	4,005
貸倒引当金	△1,065,587
資産合計	**19,641,898**

科目	第48期 令和2年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**13,468,632**
買掛金	15,276
リース債務	2,247
未払金	1,729
未払費用	40,391
未払法人税等	347,470
預り金	10,140
賞与引当金	84,236
役員賞与引当金	20,000
特別調査費用引当金	172,794
訴訟損失引当金	202,110
預り証拠金	10,604,110
預り証拠金代用有価証券	1,952,785
その他	15,339
固定負債	**242,146**
リース債務	528
繰延税金負債	3,015
退職給付引当金	238,486
その他	116
特別法上の準備金	**29,832**
商品取引責任準備金	29,832
負債合計	**13,740,611**
純資産の部	
株主資本	**5,894,454**
資本金	**2,693,150**
資本剰余金	**2,641,850**
資本準備金	2,629,570
その他資本剰余金	12,280
利益剰余金	**805,410**
利益準備金	336,150
その他利益剰余金	469,260
別途積立金	1,000,000
繰越利益剰余金	△530,739
自己株式	**△245,957**
評価・換算差額等	**6,832**
その他有価証券評価差額金	**6,832**
純資産合計	**5,901,287**
負債・純資産合計	**19,641,898**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：千円）

科目	第48期 平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで
営業収益	**4,626,312**
受取手数料	4,324,672
売買損益	301,639
営業費用	**3,519,881**
営業利益	**1,106,431**
営業外収益	**23,007**
受取利息	135
受取配当金	696
貸倒引当金戻入額	9,569
倉荷証券保管料	10,784
その他	1,822
営業外費用	**330**
支払利息	60
為替差損	237
その他	31
経常利益	**1,129,109**
特別利益	**239,807**
固定資産売却益	162
商品取引責任準備金戻入額	165,353
投資有価証券売却益	74,291
特別損失	**382,570**
固定資産除売却損	117
商品取引責任準備金繰入額	168,394
特別調査費用引当金繰入額	172,794
減損損失	37,785
リース解約損	3
投資有価証券評価損	3,474
税引前当期純利益	**986,346**
法人税、住民税及び事業税	248,467
当期純利益	**737,878**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第48期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成31年４月１日残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	△1,000,506	335,644	△245,957	5,454,908
誤謬の訂正による累積的影響額							△268,112	△268,112	△59,285	△327,397
遡及処理後当期首残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	1,000,000	△1,268,618	67,532	△305,242	5,127,511
当期変動額										
当期純利益							737,878	737,878		737,878
自己株式の処分			△30,220	△30,220					59,285	29,064
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	△30,220	△30,220	－	－	737,878	737,878	59,285	766,942
令和２年３月31日残高	2,693,150	2,629,570	12,280	2,641,850	336,150	1,000,000	△530,739	805,410	△245,957	5,894,454

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成31年４月１日残高	6,805	6,805	5,461,714
誤謬の訂正による累積的影響額			△327,397
遡及処理後当期首残高	6,805	6,805	5,134,317
当期変動額			
当期純利益			737,878
自己株式の処分			29,064
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	26	26	26
事業年度中の変動額合計	26	26	766,969
令和２年３月31日残高	6,832	6,832	5,901,287

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和２年６月１日

第一商品株式会社
取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区
代表社員
業務執行社員　公認会計士　茂木秀俊㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　山中康之㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一商品株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年５月25日開催の取締役会において、株式会社オウケイウェイブとの間で、株式会社オウケイウェイブの完全子会社であるOKプレミア証券株式会社の株式の全部を会社が取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結している。

2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年5月28日開催の取締役会において、商品先物取引業の一部事業（東京商品取引所(TOCOM)エネルギー市場及び大阪堂島商品取引所(ODE)での取扱商品を除く商品先物取引業。）を日産証券株式会社へ譲渡することを2020年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関しましては、過去の決算について、元取締役が在任中に関与した不適切な会計処理が判明しました。事実解明と原因分析のため、第三者委員会による調査を実施し、調査報告書と再発防止策の提言を受け、外部有識者による指導のもと、コンプライアンスおよび内部統制の強化に取り組んでいることを確認しています。

上記を除き、取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載の通り、当社は過去に不適切な会計処理が行われていた事実を厳粛に受け止め、経営体制を刷新するべく、全社一丸となって再発防止策とステークホルダーへの信頼回復に取り組み、健全な企業風土の構築に努めていることを確認しております。監査役会におきましても、監査体制を強化するとともに、再発防止策への取り組みと業務の改善状況を監視し、検証してまいります。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年６月１日

第一商品株式会社　監査役会

常勤監査役　**左海博夫** ㊞

常勤監査役　**浅野信行** ㊞

社外監査役　**中安博司** ㊞

社外監査役　**檜原俊一** ㊞

（注）監査役中安博司及び監査役檜原俊一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

［ご参考］

第一商品の情報サービス

“正確な情報をいち早く”が「成功」へのキーポイント！

金投資は情報が命

刻々と変化し続けるマーケット。第一商品では24時間体制で世界の情報をキャッチし、皆さまを全力でサポートします。

リアルタイムの世界へようこそ　モバイルサービス

24時間、刻々と変動するマーケット。
第一商品の「モバイルサービス」は、スマートフォンや携帯電話で、24時間いつでもどこでも、マーケットの最新情報が入手できます。
眠らない情報を身近なモバイルでご利用ください。



圧倒的な情報量　ホームページ・マーケット情報

最新の商品マーケット情報をお届けしています。国内・海外の商品市況はもちろん、経済統計、当社アナリストの見通し、CFTC建玉明細、相対力指数などのテクニカル情報も豊富に揃えています。



↑５分間隔で更新の「貴金属スポット価格」



↑「アナリストの目」では、当社アナリストが注目商品や相場の見通しを解説

サービスのお申し込みはホームページまたは営業担当までご連絡ください。

自社開発チャート分析ソフト　Di－2

テクニカル分析の必須アイテム！

Di－2は売買判断の支援や取引パフォーマンスを高めていただく目的で開発したチャート分析ソフトです。
20種類以上のテクニカル指標を組み合わせ、あなただけのオリジナルチャートが手軽に作成できます。





高度なチャート分析機能！

国内上場商品の他、海外商品や日経平均・NYダウ・為替のチャートを日・週・月単位で表示。
画面分割でマイページも作成でき、トレーダー感覚でテクニカル分析を行うことが可能です。

自由に設定可能な「売買プログラム機能」！

各種テクニカル指標を用いることで、自由に売買指示が作成できる機能です。作成した売買指示によるシミュレーションも可能で、あなたのトレーディングアイディアの有効性を検証できます。

最新情報をお届け　FAX・メールサービス

最新の市況や当社アナリストによる相場展望などを、FAX・メールで毎日お届けします。

フューチャーズ・24　マーケット情報

【朝刊版】

午前６：00頃提供

ニューヨーク市場の貴金属価格及び円換算、エネルギーの終値を中心に為替相場、市況解説、重要ニュースを提供。

【夕刊版】

午後４：30頃提供

国内の主要相場、東京貴金属市況、国内商品の相対力指数、テクニカル・ポイント、及びアナリストによる注目銘柄情報を提供。

【週刊版】

毎週土曜日午前９：00頃提供

主要銘柄の今週のおさらいと来週の見通し、アナリストによる推奨銘柄情報を提供。



金地金情報

【朝刊版】

午前８：45頃提供

金地金の価格情報をどこよりも早くお届けします。

取扱商品とサービス

金地金の販売・買取

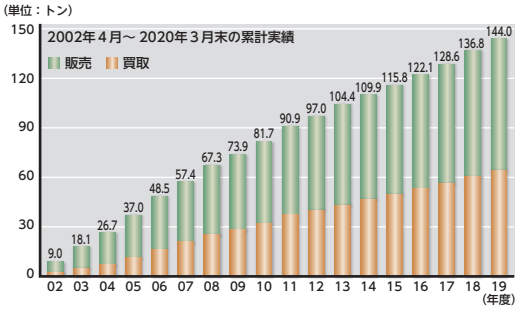


世界共通の資産「金」

株や債券などのペーパー資産とは異なり、信用リスクがなく無価値にならない「金」は世界共通の価値を持つ実物資産です。品質が劣化せず換金性にも優れているため、長い歴史の中で貴金属として、通貨として、その価値を保ち続けています。

- **取扱地金**　純度99.99%以上の金地金
  （東京商品取引所が指定したブランド品）
- **売買単位**　1キログラム

金地金取扱実績140トン超、ご利用者18,500名超



商品先物取引

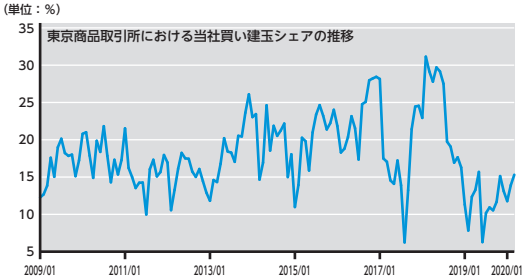
レバレッジ効果で高収益を狙う投資

超低金利からマイナス金利時代へ突入し、我が国の資産運用の環境が厳しさを増す中、「貯蓄から投資へ」の流れを受け注目されているのが、商品先物取引です。原油や穀物など現物投資が困難な商品への投資を可能とし、レバレッジ効果による高収益追求の運用手段として、機関投資家から個人投資家まで、取引参加者のすそ野が広がりつつあります。

主な上場商品	金、銀、白金、パラジウム、 原油、ガソリン、灯油、軽油、 ゴム、とうもろこし、大豆、小豆、 コメ、粗糖　など

「金」の買い建玉シェアは概ね10%超

※シェアは市場全体の取組高に対する当社委託者の買い建玉比率。




金


石油製品


とうもろこし

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月開催
基準日	定時株主総会　毎年３月31日 期末配当金　毎年３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

（郵便物送付先及び照会先）

〒168 － 0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

(特別口座にて株式をお持ちの株主様の住所変更等・その他ご照会)
0120-782-031
(インターネットURL)
https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

※なお、証券会社にて株式をお持ちの株主様におかれましては、口座のある証券会社にお問合せください。

公告方法	当社の公告は下記のアドレスに掲載します。 http://www.dai-ichi.co.jp/koukoku/ また、電子公告による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
証券銘柄コード	8746

ウェブサイトのご案内

当社では、貸借対照表並びに損益計算書を当社のウェブサイトに掲載いたしております。

TOPページ



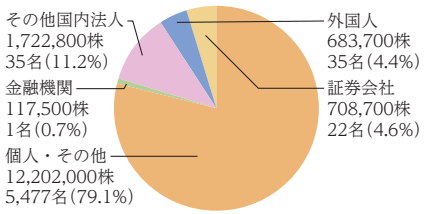
https://www.dai-ichi.co.jp/

IRページ

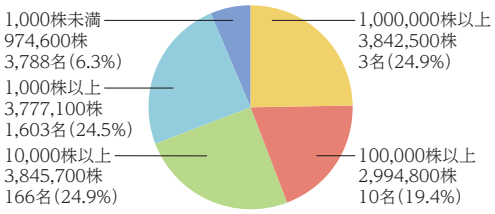


https://www.dai-ichi.co.jp/ir/

株式分布状況（単元株）　令和２年３月31日現在



所有者別分布状況



所有株式数別分布状況

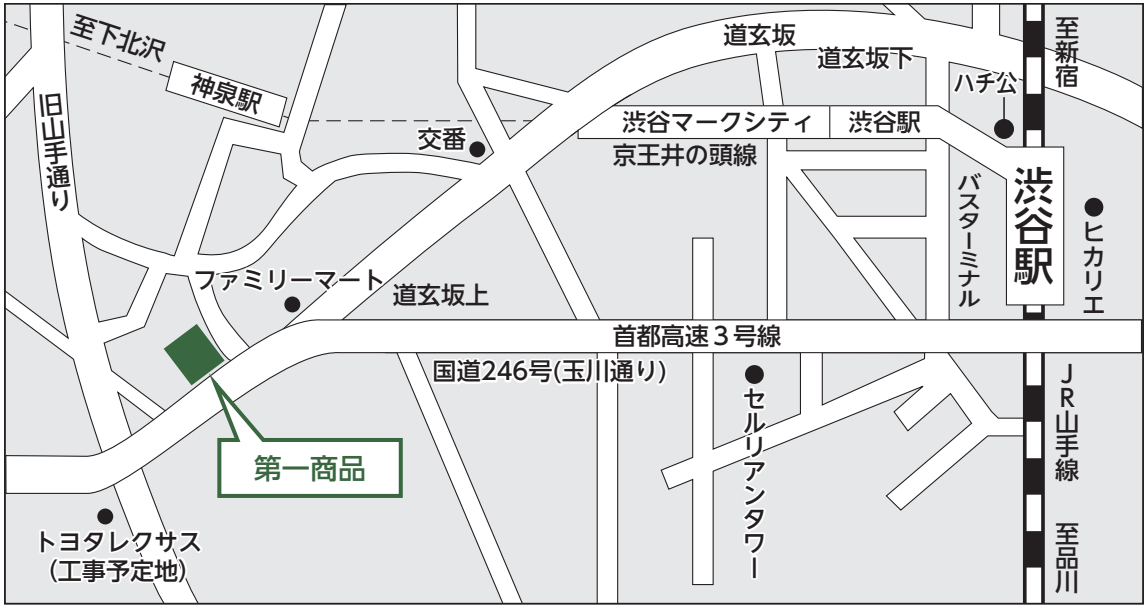
（注）円グラフの数値は自己株式を控除して計算しております。

メ　モ

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

日　時	令和２年６月26日（金曜日）午前10時
会　場	**第一商品株式会社 本社２階** 東京都渋谷区神泉町９番１号　神泉プレイス　電話 03-3462-8011㈹
交　通	ＪＲ（山手線、埼京線他）、東京メトロ（銀座線、半蔵門線、副都心線）、 東急（田園都市線、東横線）　渋谷駅より徒歩15分 京王（井の頭線）　神泉駅より徒歩５分



※ 駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。